

平成27年度 随意契約の公表(学校教育部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年10月1日から平成28年3月31日までの随意契約

【学校教育部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
学務給食課	大正北小学校給食室給湯器取替補修	平成27年12月24日	エッカ商事(株)	八尾市南木の4-94	551,880円	食器・食缶洗浄機の買い替えに伴い、現状の給湯設備では能力不足であることが判明し、緊急に給湯設備の能力を向上する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
学務給食課	龍華小学校給食室給湯管補修	平成28年3月16日	森本工業(株)	八尾市植松町7-1-20	847,800円	給食調理室からの水漏れが判明、老朽化によりひび割れが生じたため、緊急に給湯管の補修をする必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
教育サポートセンター	八尾市立高安小中学校図書館システム設定作業に係る契約	平成27年12月9日	(株)日立ソリューションズ・クリエイト	大阪市北区堂島浜1-2-1	1,080,000円	対象システムを導入した業者であり、かつ保守もシステム導入時より継続して行っており、システム設定等に関して熟知している業者であり、他の業者では対応出来ない為。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	平成27年度校務支援システムライセンス売買契約	平成28年1月28日	シャープビジネスソリューション(株)	大阪市阿倍野区長池町22-22	8,553,600円	契約先とは平成25年12月19日付にて、八尾市立学校ICT環境整備に係る校務支援システムライセンス売買に関する覚書に基づく売買契約である為(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立高安小中学校合併における設定変更作業	平成28年2月17日	扶桑電通(株)関西支店	大阪市北区堂島浜2-1-9	1,053,410円	本市の地域イントラネットの保守業務についても、契約相手方が受託しており、本市教育情報ネットワークは、本市の地域イントラネットの一部であり、本作業により地域イントラネット全体に関連する設定変更を伴うことから、当該ネットワークの保守事業者以外に対応させることにより、設定情報の拡散等セキュリティ上のリスクが発生する為。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
教育サポートセンター	八尾市立高安小中学校合併におけるLAN機器等の追加整備業務	平成28年2月26日	扶桑電通(株)関西支店	大阪市北区堂島浜2-1-9	1,029,585円	本市の地域イントラネットの保守業務についても、契約相手方が受託しており、現状を熟知している為、迅速かつ確実な業務を行うことが出来る事、また他の事業者に対応させることによりセキュリティ情報の拡散等のリスクが発生する為。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立南山本小学校の校舎改築に伴い、光ケーブルを再配線する	平成28年2月29日	(株)ケイ・オブティコム	大阪市北区中之島3-3-23	1,096,200円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用している為 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立桂中学校の校舎改築に伴い、光ケーブルを再配線する	平成28年3月16日	(株)ケイ・オブティコム	大阪市北区中之島3-3-23	1,085,400円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用している為 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立桂小学校の仮設校舎へ光ケーブルを配線する	平成28年3月16日	(株)ケイ・オブティコム	大阪市北区中之島3-3-23	1,108,080円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用している為 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立大正中学校の校舎改築に伴い、光ケーブルを再配線する	平成28年3月16日	(株)ケイ・オブティコム	大阪市北区中之島3-3-23	979,560円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用している為 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立高安小中学校の開校に伴い、光ケーブルを配線する	平成28年3月16日	(株)ケイ・オブティコム	大阪市北区中之島3-3-23	1,642,680円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用している為 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)